

失業給付を受給していたご家族を亡くされた方へ

亡くなった前日までの失業給付を受け取ることができます

雇用保険による基本手当（失業給付）を受給中の方が亡くなった場合、生計を同じくしていたご遺族は、死亡の日の前日までの基本手当の支給（未支給失業等給付）を受け取ることができます。

雇用保険による他の失業等給付（教育訓練給付、高年齢雇用継続給付、育児休業給付など）を受けられる方が亡くなった場合も同様です。

■ 受給の対象となる方

亡くなった方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序で、1人だけに支給されます。

■ 手続き

未支給失業等給付請求書と死亡の情報を含む住民票の写しのほか、受けようとしていた給付の申請書と関係書類※を、ハローワークに提出してください。

※ 関係書類の例（すでに提出している場合は不要）

- ◆ 基本手当：失業認定申告書
- ◆ 教育訓練給付：教育訓練給付支給申請書、教育訓練修了証明書 など
- ◆ 高年齢雇用継続給付：高年齢雇用継続給付支給申請書、賃金台帳 など
- ◆ 育児休業給付：育児休業給付支給申請書、出勤簿 など

■ 請求期限

死亡を知った日の翌日から **1カ月以内**

亡くなったことを知らなかった場合でも、亡くなった日の翌日から6カ月経過すると請求できなくなります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

